

地域教育会議行政区議長会 運営等要綱

(名称)

第1条 この会は地域教育会議行政区議長会（以下、「議長会」という。

(目的)

第2条 議長会は、「地域教育会議」事業の運営を行うことを目的とする。

2 地域の教育力の向上を目指して次の「地域教育会議」を設置する。

(1) 中学校区地域教育会議（地域学校協働本部）

(2) 行政区地域教育会議

3 前項に関する実施要綱は、別途、定める。

(組織)

第3条 議長会は、各行政区地域教育会議の代表により組織する。

(役員)

第4条 議長会は、委員の互選により下記の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会 計 1名

(4) 監 事 1名

(職務)

第5条 会長は、議長会を代表し、議長会の業務を総括する。

2 副会長は議長を補佐する。

3 会計は議長会経費を管理し、現金出納等会計業務を行う。

4 監事は会計を監査する。

(会の招集)

第6条 議長会は、会長が招集する。

(業務)

第7条 議長会は、次の業務を行う。

(1) 地域教育会議の企画、実施に関すること。

(2) 地域教育会議交流会の実施に関すること。

(3) 地域教育会議代表者会議の実施に関すること。

(4) 中学校・行政区子ども会議と川崎市子ども会議との連携に関すること。

(5) 研修会・広報に関すること。

(6) 地域教育コーディネーターの養成・研修に関すること。

(7) 地域教育会議の定着化及び活性化に関すること。

(8) その他、議長会の目的達成に必要な活動

(事務局)

第8条 教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課内に事務局を置く。

(経費)

第9条 議長会の必要経費は、川崎市からの委託料その他の収入をもってあてる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議長会の運営に必要な事項は会長が議長会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。